

平成29年度 第2回長野市社会教育委員会議

「長野市立公民館のあり方」について



平成29年11月22日 長野市社会教育委員会議 資料

 長野市教育委員会 家庭・地域学びの課

1 公民館の現状

1 長野市立公民館

本市では、社会教育法の規定に基づいた教育施設として、公民館29館を設置している。

2 公民館運営に指定管理者制度導入

平成29年4月現在、9館（付随する分館13館）の管理運営を、指定管理者（各地区住自協）に移行し、地域活力の導入を図っている。

3 公民館利用状況

市立公民館の年間延べ利用者数は、平成27年度、市内全体で約101万4千人が利用しており、過去10年間の利用者推移は100万人前後である。

2 公民館の目的と公民館事業

◆公民館の目的（社会教育法第20条）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

◆現在、公民館で行っている事業の概要

項目	内容
1 学級・講座	地域力向上、女性学習支援、次世代育成支援、高齢者学習支援、環境、文化芸術・体育等に関する講座の開設
2 成人学校	陶芸やヨガなど学期制（1学期12回）で開催する有料講座
3 人権教育	人権に関する講座や地域で人権を考える市民集会等の開催
4 視聴覚教育	各種視聴覚教材（手話や地域防災等のDVDやビデオ）の貸出し
5 集会 等	文化芸能祭・美術展、運動会・各種球技大会 等
6 団体・サークル 等育成	公民館を利用している団体の会議、グループ・サークル活動の発表会等

講座・学級・集会等を企画し、住民が自主的に仲間と学べる環境づくりを実践

3 市立公民館の指定管理者制度移行状況

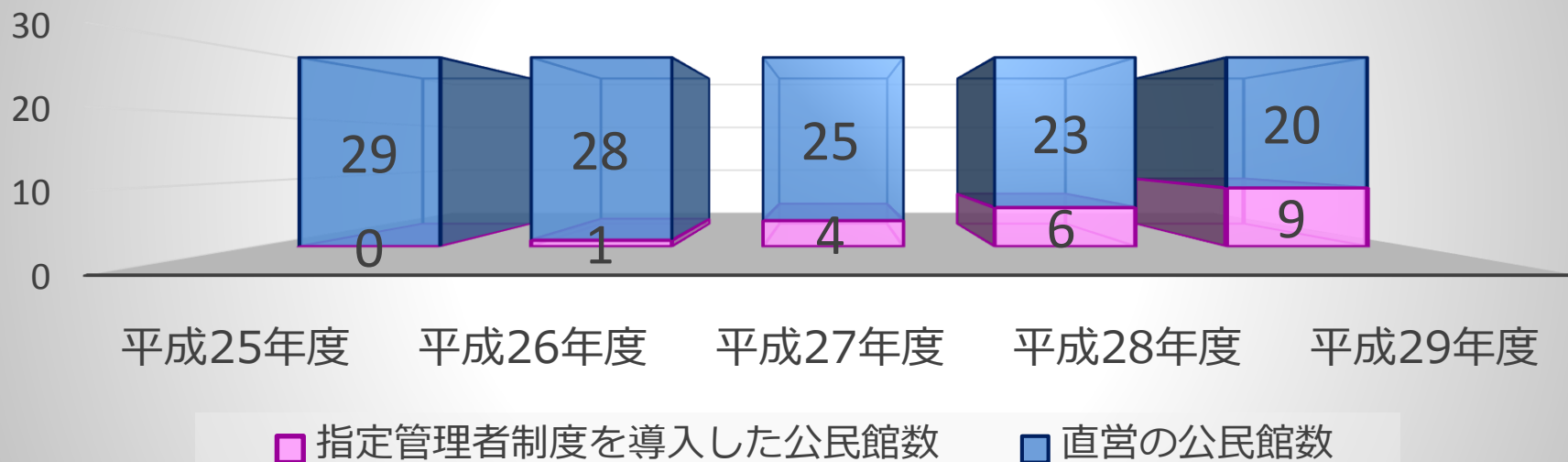
■平成29年度 市立公民館の状況

項目	館数
市立公民館	29館
(直営)	(20館)
(指定管理者制度導入)	(9館)

■ 指定管理者：住民自治協議会

一律・一斉ではなく、住民自治協議会の運営体制が整い、活動が成熟し、受任を希望する地区へ順次導入。

《 市立公民館の指定管理者制度移行状況 》



4 課題（地域・住民のニーズへの対応）

地域・住民
ニーズ

- ・公民館で地域づくりに繋がる物販をしたい
- ・放課後の学習の場として利用したい 等

市立公民館



現在の公民館では対応できない。

社会の変化に対応した、住民の使いやすい施設としてのあり方を検討する必要がある

※地域住民や市議会から、地域コミュニティ活動の拠点として、現在の公民館の管理基準を緩和し、誰もが利用しやすい施設への移行の要望がある。

【目指す施設】

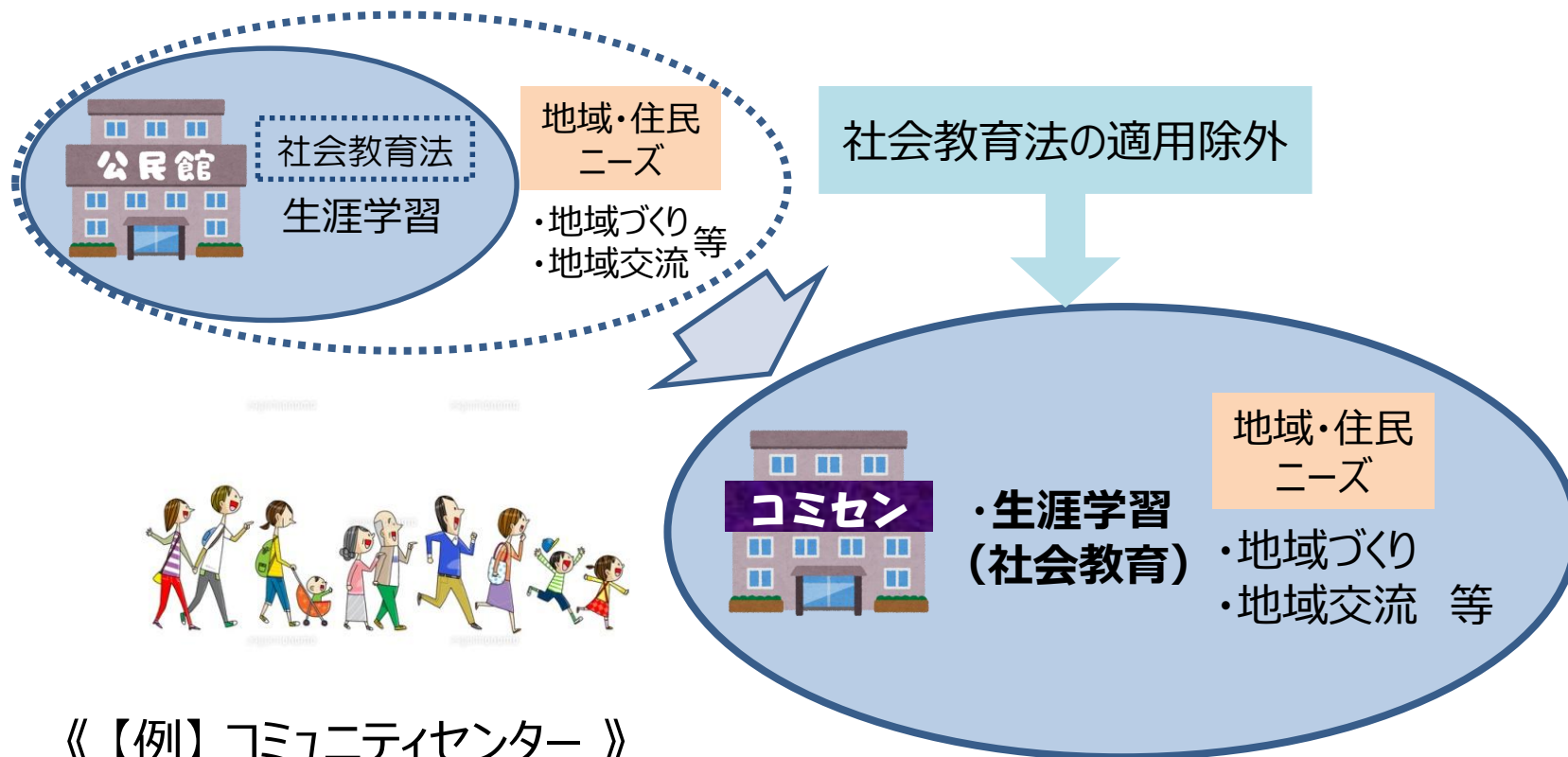
住民にとってより有効に使える施設、地域づくりに役立つ施設、引き続き生涯学習が推進できる施設

生涯学習も推進しながら、地域や住民のニーズに対応するには、

施設利用における社会教育法の適用除外

5 社会教育法の適用除外のイメージ

【社会教育法の制限】



- ・ 公民館と同様に生涯学習を推進することができる
- ・ 住民交流の場の提供など、地域の実情に合った利用が可能となる
- ・ 住民の自主的な地域づくり活動を進めることができる
- ・ 地域の特産物を販売する場など、多用途利用が可能となる

6 公民館と（仮称）コミュニティセンターの比較

	公民館	（仮称）コミュニティセンター
設置主体	教育委員会事務局 家庭・地域学びの課	市長部局
設置根拠	長野市立公民館条例 長野市立公民館条例施行規則	（予定）長野市コミュニティセンター条例 長野市コミュニティセンター条例施行規則
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法の適用により、営利を目的としない講座を受講できる ・住民の身近な所で学習機会が得られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限の緩和（地域づくりに係わる物品の有償提供が可能（許可制）） ・学習事業に加え、地域づくり活動など、利用の幅がひろがる ・住民の身近な所で学習機会が得られる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とした活動の禁止（社会教育法 第23条） ・資格取得を目的にした講座がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を利用していた団体（同好会、サークル）の活動時間に影響が生じる可能性がある ・名称を変更することで、住民に不安感が生じる可能性がある

7 公民館からコミュニティセンター移行で可能となる内容

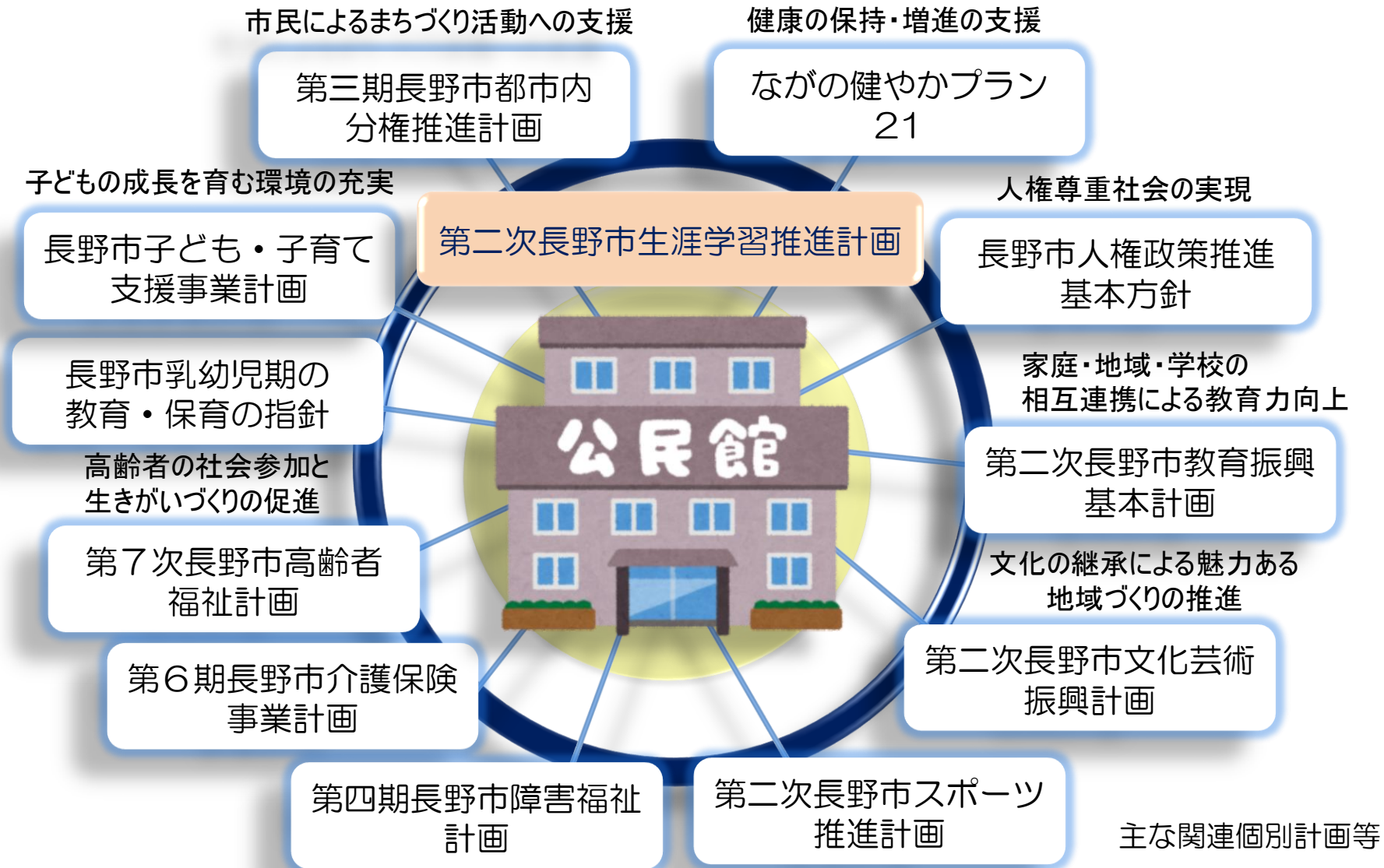
内容	公民館	コミュニティセンター
地域で採れた野菜などの有償提供〈物販〉 (住自協で企画した特産物等)	×	○
学習の場として提供 (要:保護者) ※冷房設備のある部屋での学習利用	×	○
企業による地域貢献に関する内容の研修会や 会議等の利用 (会社、個人営業商店等含む)	×	○ (有料による貸し館)
介護予防・日常生活支援総合事業 等に活用 (例:介護予防クラブ活動やコミュニティカフェなど)	×	○
地域の発展に繋がる有料イベントの開催 (著名人等の有料講座、講演会の開催)	×	○ (有料による貸し館) ※住自協主催は無料

※コミュニティセンターへ移行した後も利用ができない内容

- ・ 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる利用
- ・ 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる利用

↑
条例の目的に沿った利用
(地域づくり)に限る。

8 各種計画における公民館の位置付け



※これらの計画の実施にあたり、場の提供及び啓発講座の実施等を行っている

9 生涯学習の充実に向けた 家庭・地域学びの課の新たな取り組み ①

1 個別計画事業の連携・発展

- ・ 個別の計画を連携させて具体的な講座を企画する。
- ・ 企画した講座は必須講座としてコミセンで実施する。

【例】《個別計画》

第7次長野市高齢者福祉計画

ながの健やかプラン21

第二次長野市スポーツ推進計画

長野市子ども・子育て支援事業計画

長野市乳幼児期の教育・保育の指針

第二次長野市教育振興基本計画

家庭・地域学びの課
(企画)



ウォーキングイベント

具体化

生涯学習センター

必須講座

選択講座

コミュニティセンター

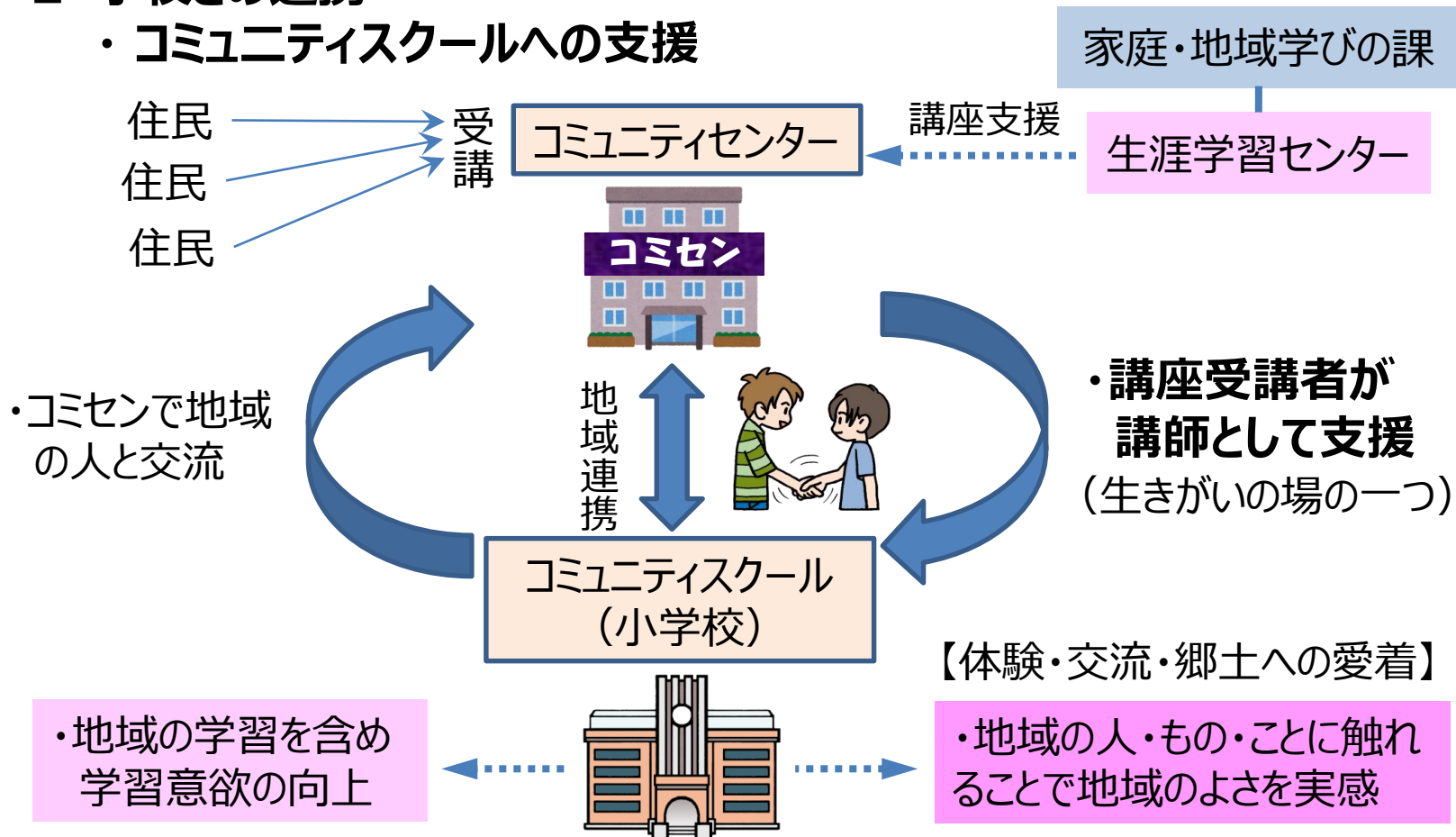


講座
開講

10 生涯学習の充実に向けた 家庭・地域学びの課の新たな取り組み ②

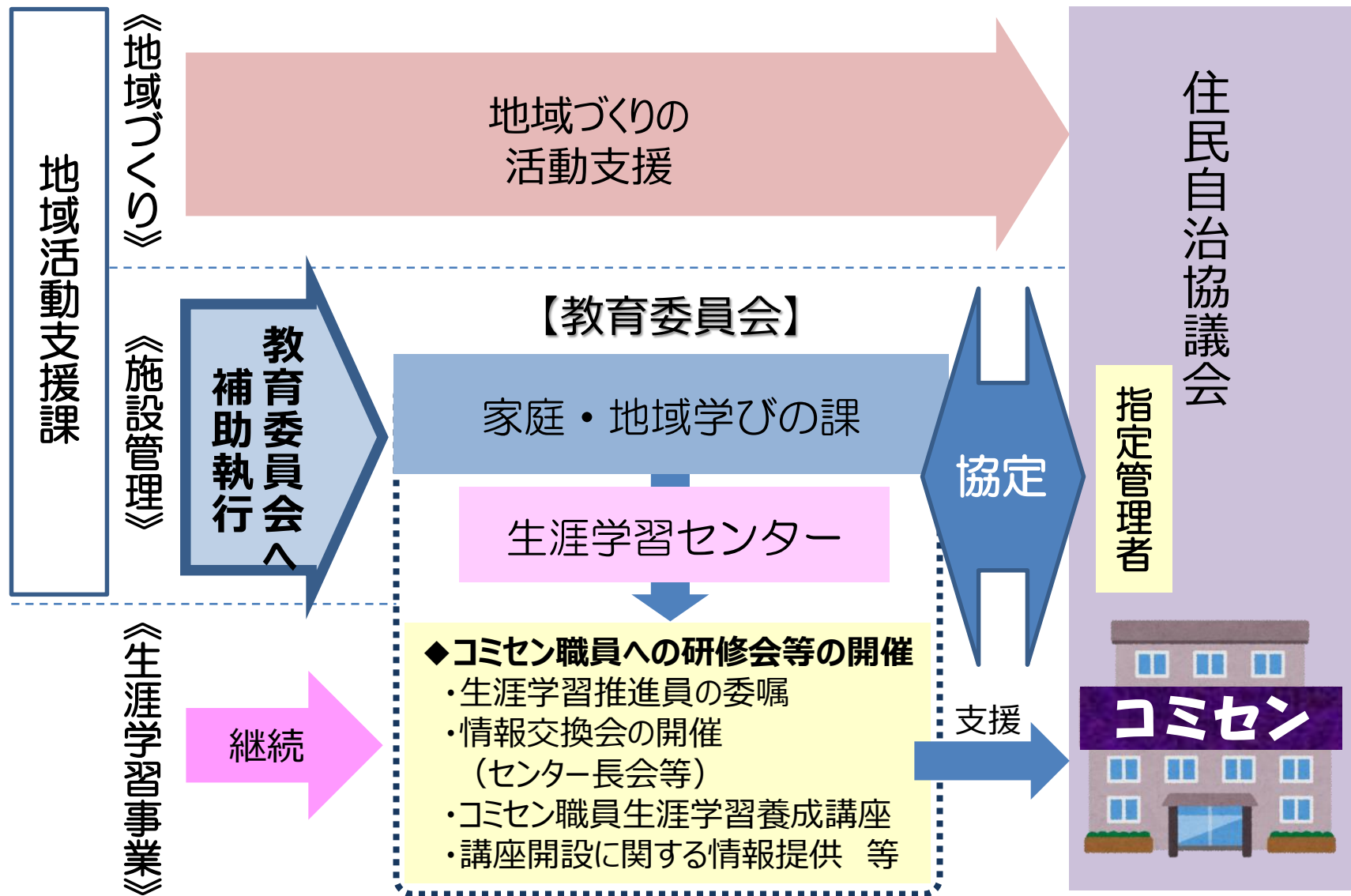
2 学校との連携

・コミュニティスクールへの支援



【コミュニティスクール】学校と地域が「こんな子どもを育てたい」という願いを共有しながら、一体となって子どもを育てる持続可能な仕組みを持った地域と共にある学校を支援する制度

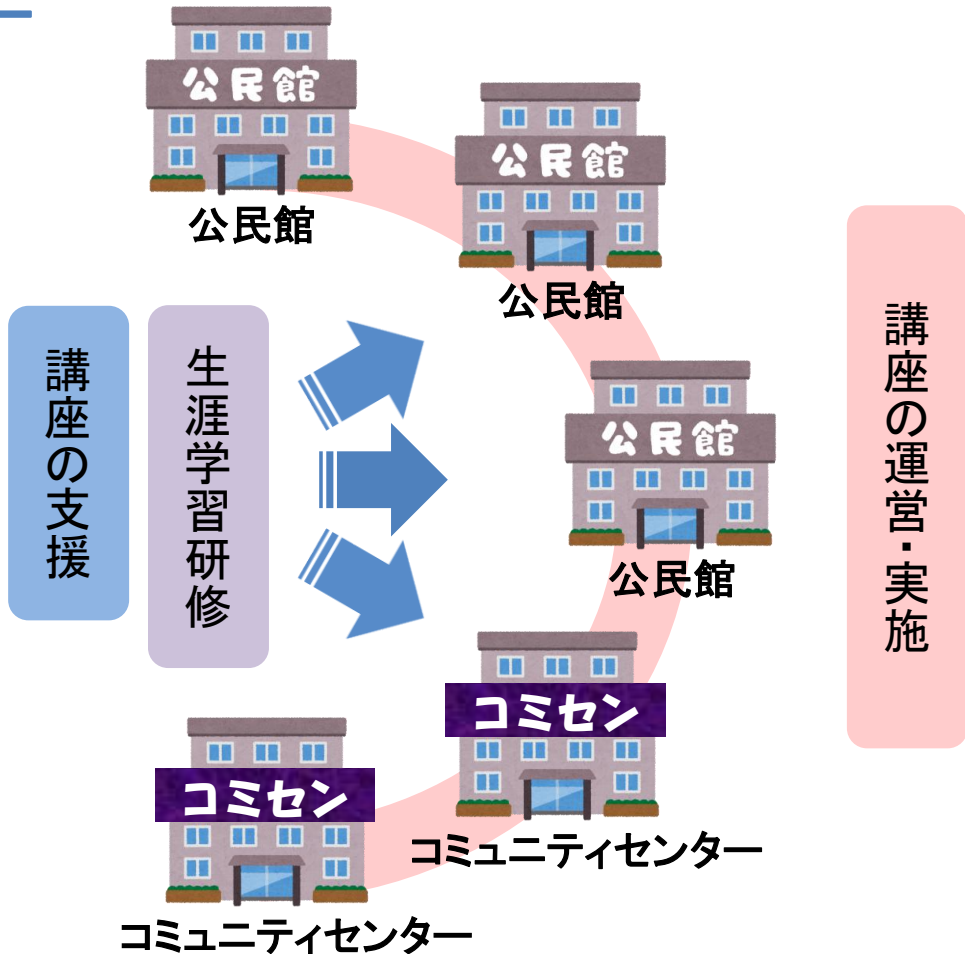
11 コミュニティセンター化に伴うスキーム（案）



12 生涯学習（社会教育）の支援

◆ 生涯学習の支援 ◆

家庭・地域学びの課と
生涯学習センター



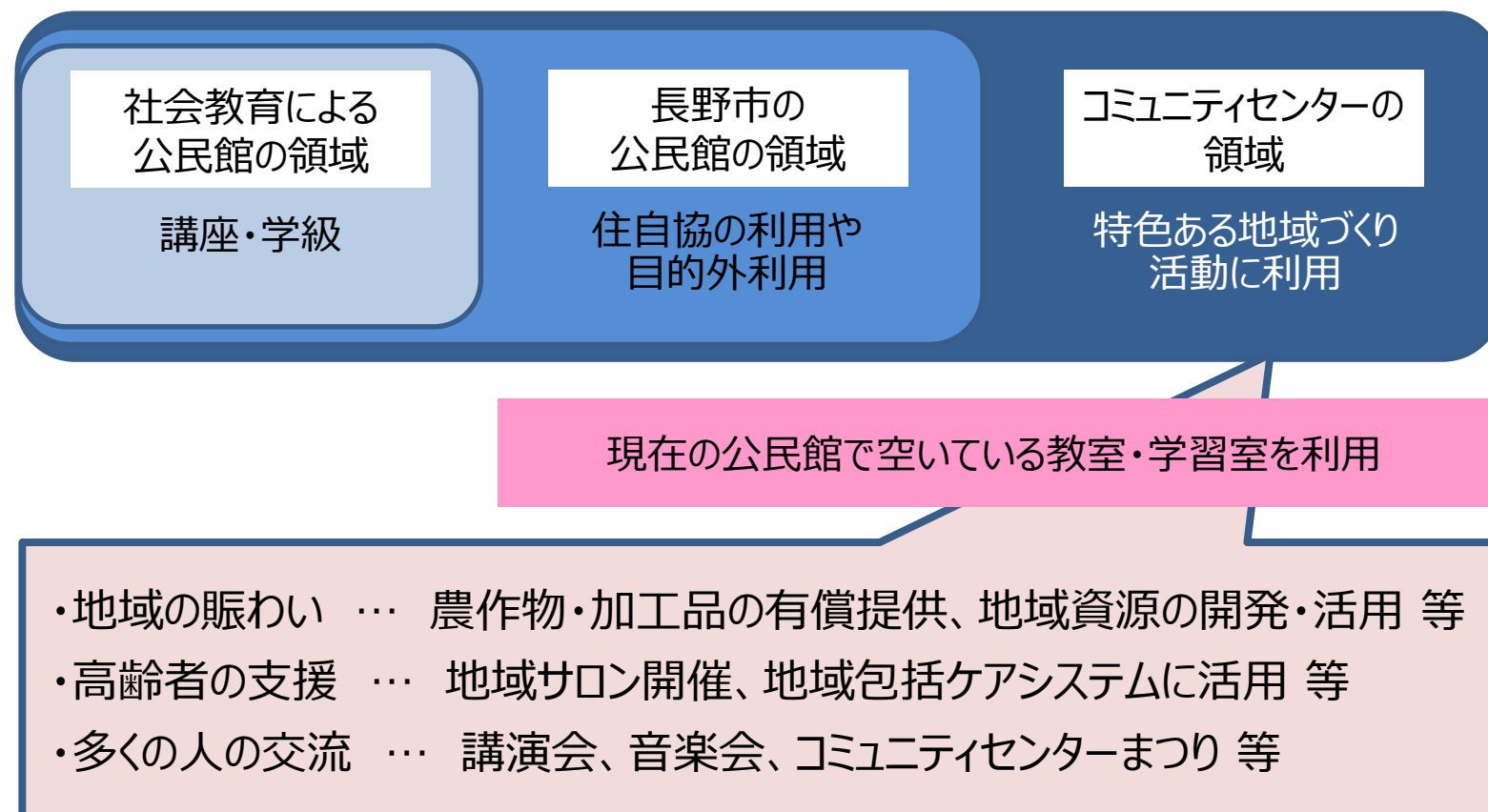
13 公民館のあり方検討に係る会議等の開催状況

区分	月日	内容
1 会議等		
・政策会議	4月21日	検討開始の方針決定
・第3回公民館の在り方検討会議	5月17日	進捗状況説明
2 審議会等(外部委員)		
・第1回長野市社会教育委員会議	7月28日	説明(諮問)
3 県との調整		
・市町村課(起債関係)	6月5日	申請手続き(確認中)
・都市・まちづくり課(補助金関係)	6月17日	変更申請手続き(確認)
・文化財・生涯学習課(財産処分関係)	6月28日	処分申請手続き(確認)
4 公民館関係		
・館長会、主事会	6月～	説明、意見交換等
5 住民自治協議会関係		
・住民自治連絡協議会理事会	7月7日	コミュニティセンター化の説明
・指定管理者制度導入住自協意見交換	7月	芋井、篠ノ井、更北意見交換
・住民自治協議会(意見・質問)～7月末	8月集約	質問・意見募集
・住民自治協議会意見交換(各地区)	9月～11月	住自協と意見交換

14 住民自治協議会と意見交換

意見等をいただいた住民自治協議会に対して、コミュニティセンター化の内容を説明し、疑問や意見に応えるとともに、コミュニティセンターについて理解を深める。

◆コミュニティセンターの活動の領域



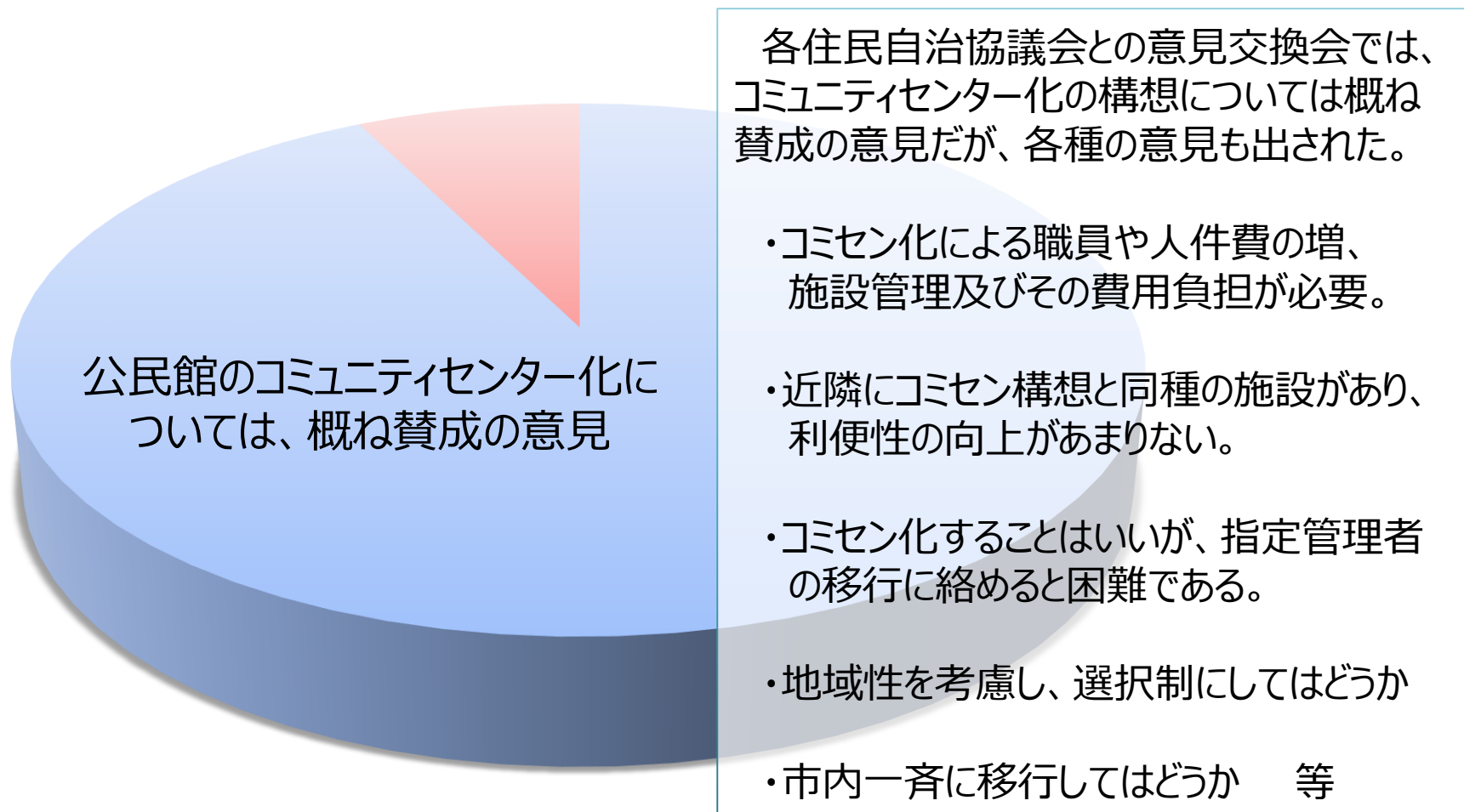
15 住民自治協議会意見交換会実施経過

地区	意見交換日	地区	意見交換日	地区	意見交換日
第一	9月27日	浅川	—	川中島	10月23日
第二	10月19日	大豆島	10月30日	更北	7月27日
第三	10月17日	朝陽	10月4日	七二会	9月21日
第四	11月2日	若槻	10月17日	信更	10月3日
第五	11月21日	長沼	10月23日	豊野	10月16日
芹田	10月25日	安茂里	10月2日	戸隠	9月25日
古牧	9月22日	小田切	9月22日	鬼無里	10月26日
三輪	10月26日	芋井	7月10日	大岡	9月28日
吉田	11月2日	篠ノ井	7月20日	信州新町	11月10日
古里	10月24日	松代	9月26日	中条	10月27日
柳原	—	若穂	9月26日		

・各地区住民自治協議会と1時間～2時間程度意見交換を実施

16 コミュニティセンター化に関する意向と意見

【公民館のコミュニティセンター化について】



※ 9月～11月にかけて実施した各地区意見交換会の意見より